

## 事故等が発生した場合の報告について

### 1 事故報告及び感染症等に係る報告について

令和5年5月8日付け「介護保険サービス事業における事故発生時の連絡の取扱いについて」において通知しておりますように、サービスの提供による利用者のケガ又は死亡事故等が発生した場合は速やかに市へ電話又はFAX（様式不問）にて連絡し、報告書を提出していただく必要があります。

食中毒及び感染症（新型コロナウイルス感染症を含む）の発生に係る報告につきましては、当該通知文より報告対象施設や報告が必要となる場合等の取扱いを変更しておりますのでご注意ください。

詳細につきましては、別添1～3をご確認ください。

なお、本通知及び報告書はウェブサイトに掲載しております。

#### 【ウェブサイト掲載場所】

総合トップ>総合メニューから探す>健康・福祉・介護・医療>福祉・介護・医療>高齢者の福祉>事業者向け情報>事故報告及び感染症等に係る報告について

### 2 令和4年度に発生した主な事故報告事例について

令和4年度中に発生した事故内容は以下のとおりです。

事故内容	件数 (件)	割合 (%)	事故内容	件数 (件)	割合 (%)
骨折	71	52.6	ノロウイルス	0	0
死亡	1	0.7	誤嚥	5	3.7
疥癬	2	1.5	打撲	28	20.7
裂傷	16	11.9	熱傷	0	0
インフルエンザ	0	0	その他	12	8.9
食中毒	0	0	合計	135	100

※割合については、事故内容毎に小数点第2位を四捨五入しているため合計と一致しない。

また、

- ・ご利用者が一人でトイレに行こうとするとき
- ・シルバーカーや歩行器を使用しながら一人で歩行するとき
- ・車椅子へ移乗するとき（ストッパーの掛け忘れ等）

に事故が多くみられますので、上記の場面ではより一層の注意を払っていただきますようお願いいたします。